

## 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の改正について

令和3年4月19日  
林業課

### 1 要旨

パリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標（令和12（2030）年度に2.0%削減）の達成のためには、引き続き、間伐、再造林等の森林整備の推進が必要であり、さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、生産が本格化しつつある特定母樹から育成された苗木を用いた再造林を促進し、森林吸収量の最大化を図ることが重要となっている。

こうした背景を踏まえ、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（以下「間伐等特措法」という。）が、令和3年3月26日に改正された。

※ 特定母樹：成長が特に優れているものとして、農林水産大臣が指定する樹木

### 2 間伐等特措法の主な改正点

#### (1) 現行法による支援措置の延長

① 市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に基づく間伐等の実施に対する以下の支援措置等の期限を令和12（2030）年度まで10年間延長する。

- ・法定交付金（美しい森林づくり基盤整備交付金）の交付
- ・森林整備事業の地方負担分に係る地方債の起債の特例 等

#### (2) 再造林を促進する措置の創設

特定母樹から育成された苗木（特定苗木）を積極的に用いた再造林を計画的かつ効率的に推進するため、都道府県知事が、

① 自然的社会的条件からみて植栽に適した区域（特定植栽促進区域）を指定

② 区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする林業事業者等が作成する計画（特定植栽事業計画）を認定

③ 計画の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講じる

制度を創設する。

### 3 県における今後の対応

法改正の内容を踏まえた国の基本指針に基づき、4月末を目途に、県の基本方針を改正する。